富山市障害者就業体験支援助成金交付要綱

平成17年7月1日商工労働部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市障害者就業体験支援助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 特別支援学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する特別支援学校をいう。
 - (2) 就業体験 一般企業等に就職を希望する特別支援学校に在学している障害者が、現場 実習等の就業体験を行うことをいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、就業体験を受け入れた事業主に対し、助成金を交付するものとする。 (交付対象者)

- 第4条 助成金の交付対象者は、次に掲げる要件を備えるものとする。
 - (1) 市内の特別支援学校に在学している障害者に対して、市内にある事業所において就業体験を受け入れた事業主であること。
 - (2) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ。)又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主、又は、常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業所とする事業主については100人)を超えない事業主であること。ただし、医療法人社団及び社会福祉法人を除く。

(助成金の額及び交付日数)

- 第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、就業体験を受け入れた障害者 1 人につき 日額 4,000 円とし、複数の事業所で就業体験を実施する場合も含め、その交付日数は、 年度内を通算して 15 日を限度とする。
- 2 同一の事業主が1年度内に申請可能な同一生徒の就業体験に対する助成金の申請日数 は、5日を限度とする。

(就業体験時間)

第6条 1日の就業体験時間は、当該事業所の所定労働時間以内とし、原則、1日4時間以

上で8時間を超えないものとする。

(交付の申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者は、就業体験終了後 6 月以内に、富山市障害者 就業体験支援助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。
 - (1) 当該障害者が特別支援学校に就学していることを証する書類
 - (2) 就業体験を受け入れたことを証する書類

(交付決定等の通知)

- 第8条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び第13条の額の確定の手続を併合するものとする。
- 2 前項の規定により併合した規則第5条第1項及び第13条の規定による通知は、富山市 障害者就業体験支援助成金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により 行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附目

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

富山市障害者就業体験支援助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

富山市補助金等交付規則及び富山市障害者就業体験支援助成金交付要綱を確認の上、富山市障害者就業体験支援助成金の交付を受けたいので、同要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

助成金申請額

円

記

商号又は名称						
代表者職氏名						
所在地						
資本の額又は出資の総額		円				
常時雇用する従業員の数		人				
主たる事業						
申請内訳書	別紙のとおり					
添付書類	・当該障害者が特別支援学校に就学していることを証する書類・就業体験を受け入れたことを証する書類					
申請担当者(氏名、連絡先)	(氏名)	(連絡先)				

申 請 内 訳 書(学校記載)

学校名									
学校原	听在地								
対象者担任教諭									
対象者進路担当指導者									
対象者	フリガナ 氏 名								
	生年月日及び学 年								
障害等	等の種類								
就業体	S 験受入事業所名								
就業体験施設所在地									
就業体	本験業務								
	就業体験期間 助成金対象日数)		年	月(助成)	日 ~ 金対象日数	:	年日)	月	日
	文金申請済事業所 ある場合はすべて)								
当助原	戈金申請済日数			 延	<u>E</u> ~	日間			
担当者	者確認印 ※	上記の記載事項について相違ありません。(担当者						者印)	
**. /	2回の計業休齢を	上道]	計学の	確認な	・」をものだ	左到 5日	たデ畑	FOI とだ	ナル

[※] 今回の就業体験を指導し、就労の確認をした方の確認印をご押印ください。

様式第2号(第8条関係)

富山市障害者就業体験支援助成金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

富山市長印

年 月 日付けで申請のありました富山市障害者就業体験支援 助成金については、富山市障害者就業体験支援助成金交付要綱第8条第1項の 規定により、次のとおり交付を決定し、併せて同要綱第8条第2項の規定によ り助成金額を確定しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 助成金確定額 円